

第 85 号

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

熊本県家畜保健衛生所条例（昭和25年熊本県条例第16号）の一部を次のとおり改正する。

第3条第2項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件（昭和30年農林省告示第778号）のB種によりそれぞれ算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数に、同項の農林水産大臣が定める1点の価額を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。